

別紙

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙「車両及び予定点検項目一覧表」（以下「一覧表」という。）に定める自動車を対象に点検等を行うものである。

なお、自動車の継続検査、定期点検及び定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等のことをいう。）については、請負者は点検を実施した結果、予定点検項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定点検項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡の上、指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）請負者は、一覧表に定める車両配置場所ごとに契約担当職員と協議の上、車両ごとの業務履行計画を策定する。

（2）請負者は、前項の計画及び契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両配置場所より車両を取り、発注書に定める点検、検査等を実施の上、車両配置場所に返還するものとする。

ただし、契約担当職員及び請負者が合意の上で、契約担当職員が請負者の自動車分解整備事業場に車両を持込む場合には、当該事業場において返還してもよいものとする。

（3）発注書及び単価表における件名の内容は次のとおりとする。

ア 小型貨物自動車における12箇月点検〔継続検査〕とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）第2条第3号に規定する別表第5（以下「別表第5」という。）において、12箇月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、12箇月点検〔継続検査〕（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金、ブレーキ調整作業代金を含むものとする。

イ 小型貨物自動車における6箇月点検とは、別表第5において、6箇月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

OBD点検に係る費用を含むものとする。

ウ 普通乗用自動車、小型乗用自動車、軽自動車及び軽貨物自動車における2年点検とは、点検基準第2条第5号において規定する別表第6（以下「別表第6」という。）において、2年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、2年点検〔継続検査〕（単価）には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金、

ブレーキ調整作業代金を含むものとする。

エ 普通乗用自動車及び小型乗用自動車における1年点検とは、別表第6において、1年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

OBD点検に係る費用を含むものとする。

オ 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第74条の2に定める独立行政法人自動車技術総合機構及び法第74条の3に定める軽自動車検査協会において審査を受けること、又は法第94条の2に規定する指定自動車整備事業者における点検及び自動車検査員の証明を得ることをいう。

カ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

キ 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めのない限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。

ク 部品交換等については、点検又は検査と別の時期に発注できるものとし、契約担当職員は車両陸送も含めて請負者に依頼できるものとする。

ケ エンジンオイル交換には、エンジンオイル代金、ドレンパッキン等のエンジンオイル交換に係る全ての部品代金を含むものとする。

コ オイルエレメント交換には、オイルエレメント交換に係る全ての部品代金を含むものとする。

サ LLC（ロングライフケーラント）交換には、ラジエーター液代金及びパッキン等の交換に係る全ての部品代金を含むものとする。

シ 補機ベルトとは、パワーステアリングベルト、オルタネータベルト、エアコンベルト若しくは冷却ファンベルトとする。

ス ブレーキパッド交換は、各々の車種のブレーキ構造に対応した交換部位とし、ブレーキパッド代金を含むものとする。

セ ブレーキオイル交換には、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。

ソ ATF（オートマチックトランミッションフルード）交換には、ATF代金及びATF等の交換に係る全ての部品代金を含むものとする（CVT搭載車も含む。）

タ スチーム洗浄に係る洗浄部位は、車体（ボディ）、下まわり、エンジンルームとする。

チ 発炎筒交換時は、6箇月以内に製造されたものを取り付けることとする。

ツ タイヤ装脱着（夏タイヤ→冬タイヤ、冬タイヤ→夏タイヤ）については、装着したタイヤの空気圧調整を含むものとする。

テ タイヤパンク修理については、ノーマルタイヤ及びスタッドレスタイヤとするが、修理範囲は修理箇所が1箇所であって路面との接地面部分で、外側からの補修が可能なものとする。

ト その他

部品のうち、エンジンオイルについては、SM品質（A P I 規格）のものとする。

部品のうち、ワiperゴム、ワiperブレード、スノーワiperブレード、バッテリー、ブレーキランプ球、ワインカーランプ球、ヘッドランプ球及びエアコンフィルターについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものでなければならない。

ウォッシャー液については、寒冷地でも使用可能なものとする。

この仕様書に定めない事項については、必要に応じて協議の上、定めるものとする。

4 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

5 その他

(1) 請負者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

(2) 組織改正等に伴い、一覧表に定める車両配置場所間の車両の移動、車両配置場所の庁舎名の変更及び移転があった場合でも、契約は継承する。

令和8年度 車両及び予定点検項目一覧表

別紙

東北農政局青森県内庁舎一覧表

番号	名 称	住 所	電話番号	契約者	台数
1	東北農政局 青森県拠点	〒030-0861 青森県青森市長島1-3-25	017-775-2151	東北農政局長	6
2	東北農政局 津軽土地改良建設事務所	〒036-0357 青森県黒石市追子野木3丁目145-1	0172-40-4360	東北農政局 津軽土地改良建 設事務所長	4
3	東北農政局 津軽土地改良建設事務所 津軽北部二期農業水利事業建設所	〒037-0305 青森県北津軽郡中泊町大字中里字龜山 225-1	0173-69-1010	東北農政局 津軽土地改良建 設事務所長	3
4	東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所	〒037-0004 青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻507- 10	0173-38-3431	東北農政局 津軽土地改良建 設事務所長	2
5	東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所	〒036-8214 青森県弘前市大字新寺町149-2	0172-32-8457	東北農政局 北奥羽土地改良 調査管理事務所 長	6